

災害時における相互協力に関する協定書

文京区（以下「甲」という。）と公益財団法人講道館（以下「乙」という。）は、災害時における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地域防災計画に基づき、災害時における区民、在勤者、甲の区域内を訪れた者及び災害の発生により帰宅することが困難な者（以下「区民等」という。）の安全確保を図るため、災害対策上必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲及び乙は、次項から第8項までに定めるところにより、相互に協力する。

- 2 甲及び乙は、災害に関する情報を入手したときは、相互に情報を共有するとともに、甲は区民等に注意喚起のための情報発信等を行い、当該災害による被害の拡大防止を図るものとする。
- 3 乙は、災害時における区民等の安全確保のため、乙の施設の一部を一時滞在施設（災害時において区民等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものが一時的に滞在する施設をいう。以下同じ。）として、甲に提供するよう努めるものとする。
- 4 乙は、災害時において一時滞在施設の開設、管理及び運営に協力するよう努めるものとする。
- 5 乙は、災害の初期対応時に備え、水、食料等の物資（以下「備蓄物資」という。）を整備するよう努めるものとする。
- 6 乙は、災害時において一時滞在施設に受け入れた区民等（以下「避難者」という。）に、備蓄物資を提供するよう努めるものとする。
- 7 甲は、前項の規定により乙が提供する備蓄物資が不足する場合その他必要があると認めた場合は、避難者に対し、甲の所有する備蓄物資を提供するものとする。
- 8 第2項から前項までに定めるもののほか、乙は、甲が災害対策上必要があると認めた場合は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

（対象施設、受入可能人数等）

第3条 前条第3項の規定により乙が提供する施設（以下「乙施設」という。）は、次のとおりとする。

名称	所在地	使用箇所		面積	受入可能人数
公益財団法人 講道館	文京区春日一丁目 16番30号	6階	学校道場及び国際部 道場	712.8 m ²	190人

- 2 乙施設に区民等を受け入れる際は、前項に規定する使用箇所のみを区民等に使用させるものとし、乙の許可なく、その他の場所に立ち入ることを禁止するものとする。

（協力要請）

第4条 甲が第2条第3項、第4項又は第8項に規定する協力を乙に要請する場合は、文書により行うものとする。この場合において、甲は、乙に対し、電話等の通信手段によりその旨を併せて通知するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ないときは、口頭、電話、電子メール等により

要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

(一時滞在施設の開設等)

第5条 乙は、災害時において甲から第2条第3項及び第4項に規定する協力の要請を受けたときは、乙施設の状況を速やかに調査し、区民等を安全に受け入れることが可能であることを確認した後、乙の指定する日(以下「指定日」という。)から当該乙施設を甲に提供する。ただし、乙は、自己の都合により区民等を受け入れることが困難である場合は、受入れを見送ることができるものとする。

2 乙は、前項ただし書の規定により受入れを見送るときは、文書により回答するものとする。この場合において、乙は、甲に対し、電話等の通信手段によりその旨を併せて通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ないときは、口頭、電話、電子メール等により回答を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

4 甲は、一時滞在施設を乙施設に開設し、管理し、及び運営する。

5 甲は、前項の規定により一時滞在施設を開設するときは、乙の業務等の妨げとならないよう配慮するものとする。

6 甲は、乙施設を一時滞在施設として利用する必要がなくなった場合は、速やかに当該一時滞在施設を閉鎖するものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、次に掲げる費用を負担するものとする。

(1) 一時滞在施設の開設、管理及び運営に要する費用

(2) 第2条第6項の規定により乙が避難者に提供した備蓄物資の購入に要する費用

2 前項の規定により甲が負担する費用の額については、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 第1項に規定する費用以外の費用の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(開設期間)

第7条 一時滞在施設の開設期間は、指定日から起算して7日以内とする。ただし、甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、1回につき7日を限度として、当該期間を延長することができる。

2 乙は、第5条第1項の規定により甲に提供した乙施設を、事業の再開等により使用する場合は、甲に対し、一時滞在施設の閉鎖を申し出ることができるものとする。

3 前項の規定による申出があった場合は、甲は、乙の指定する期日までに一時滞在施設を閉鎖するものとする。

(原状回復)

第8条 甲は、一時滞在施設を閉鎖するときは、乙施設を原状に復し、かつ、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

(秘密の保持)

第9条 甲は、避難者以外の者に係る個人情報を乙施設から持ち出してはならない。

2 甲は、この協定に関して知り得た乙の秘密を他に漏らしてはならない。

3 甲は、避難者に対して、乙施設を一時滞在施設として利用する中で知り得た乙の秘密を乙施

設から持ち出さず、また他に漏らさないように指導するよう努めるものとする。

4 乙は、この協定に基づく区民等の受入れに関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

5 前各項の規定は、この協定が有効期間の満了又は解除により効力を失った後も、なおその効力を有するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、当該期間満了の日の3月前までに、甲又は乙から解除又は変更の申出がないときは、当該期間は、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、協議の上、この協定を変更することができるものとする。

(協議)

第11条 この協定の解釈について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、双方それぞれ1通を保有する。

令和5年12月15日

東京都文京区春日一丁目16番21号
甲 文京区
代表者 文京区長 成澤 廣修

東京都文京区春日一丁目16番30号
乙 公益財団法人講道館
代表者 講道館長 上村 春樹